政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧(35名)

委理理理理理理理理理理	前石大末山足牧西井磯礒出田井野松下立山田原崎崎井	正素信雄信ろ実に陽輔	(公明) (自民) (自民) (自民)	北小山関武中丸溝渡江小苔川泉東口見川山手辺田見	昭昭昌敬雅和顕猛五幸的男子一三治也正之月治	((((((((((((((((((((((((((((((((((((((津直水長山井吉江行柴和田嶋野沢本上良口田田田	弥太正賢広博哲し克邦 政治 (民民主)) は (民民公公共共維元維日期 (14) (14) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15
	岩井	1254 1114	(自民)	芝		(民主)	ДР	(28.1.4 現在)

(1) 審議概観

第190回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出3件(うち政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出2件)の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類78 件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査]

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第2号)は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本改正に係る周知活動及び不在者投票制度の改善に向けた取組、18歳になる者が外国に転居した場合の選挙人名簿に係る取扱い等について質疑が行われ、全会一致をもって原案ど

おり可決した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆 第24号)は、船員の投票の機会を拡充す るため、洋上投票の対象を広げるととも に、選挙において候補者の政策等を有権 者が知る機会を拡充するため、要約筆記 者に対する報酬支払を解禁しようとする ものである。 委員会においては、両法律案を一括して議題とし、模擬選挙の拡充と若者の投票環境向上策、政見放送への手話通訳及び字幕の付与の現状と課題、投票機会を保障するための執行経費確保の必要性等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、閣法第30号は多数をもって、衆第24号は全会一致をもって、原案どおり可決した。なお、衆第24号に対し附帯決議が付された。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及 び公職選挙法の一部を改正する法律案(衆 第26号)は、衆議院小選挙区選出議員の 選挙区間における人口較差に係る累次の 最高裁判所大法廷判決及び平成28年1月 14日に行われた衆議院選挙制度に関する 調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を10人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成27年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を行おうとするものである。

委員会においては、最高裁判所の判決 内容とアダムズ方式の導入時期の妥当性、 定数削減の根拠及び調査会答申との関係 等について質疑が行われ、討論の後、多 数をもって原案どおり可決した。

(2)委員会経過

- 〇平成28年1月4日(月)(第1回)
- o 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成28年1月27日(水)(第2回)
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴き、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理逢沢一郎君、同中野洋昌君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

「質疑者〕

牧山ひろえ君(民主)、井上哲士君(共産)(衆第2号)

賛成会派 自民、民主、公明、共産、維元、 維会

反対会派 なし

- 〇平成28年4月1日(金)(第3回)
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する 法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

(閣法第30号)(衆議院送付)について高市 総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修 正部分について修正案提出者衆議院議員逢坂 誠二君から説明を聴き。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第24号)(衆議院提出)について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴き、

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する 法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案 (閣法第30号) (衆議院送付)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第24号)(衆議院提出)

以上両案について衆議院政治倫理の確立及び 公職選挙法改正に関する特別委員長代理逢坂 誠二君、高市総務大臣及び政府参考人に対し 質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

牧山ひろえ君 (民進)、足立信也君 (民進)、 井上哲士君 (共産)

(閣法第30号)

賛成会派 自民、民進、公明、維会、元気

反対会派 共産

(衆第24号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維会、 元気

反対会派 なし

なお、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆 第24号) (衆議院提出) について附帯決議を 行った。

- 〇平成28年5月18日(水)(第4回)
- ○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職 選挙法の一部を改正する法律案(衆第26号)

(衆議院提出)について発議者衆議院議員細田博之君から趣旨説明を聴き、同細田博之君、同北側一雄君及び同逢沢一郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

牧山ひろえ君(民進)、井上哲士君(共産) (衆第26号)

賛成会派 自民、公明、維新、元気 反対会派 民進、共産

- 〇平成28年6月1日(水)(第5回)
- ○請願第115号外77件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の 継続調査要求書を提出することを決定した。